

パートナーシップ構築宣言 ひな形改定に伴う想定FAQ (関係者配布用)

2025年6月

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新のタイミング

分類	問い合わせ内容	回答
更新のタイミング	【更新日の前迄】 - 今すぐ更新したい。 - いつから変更すればいいか。	更新される場合、新しいひな形がアップされるまで待っていただけますよう、よろしくお願いいたします。
更新のタイミング	【更新日の後】 - 今すぐ更新したい。 - いつから変更すればいいか。 - 改定日から遅れてしまったがこれからの更新でも問題がないか。	更新はいつでも問題ございません。新しいひな形をご利用いただけますよう、よろしくお願いいたします。

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新内容

分類	問い合わせ内容	回答
更新内容	・更新をしなくてはならないのか。 ・メールが届いたが、更新は必須なのか。 ・先日更新をしたばかりだが、再度更新すべきなのか。	今回は任意記載事項を追加する改正であり、必須ではありません。更新したい場合はご都合の良いタイミングで構いません。
更新内容	ひな形改正メールが来たが特にすることはないのか。	更新が必要ないようでしたら、することはございません。
更新内容	更新方法を知りたい。	ポータルサイトの「登録方法」のページをご参照ください。
更新内容	更新日はいつにしたらよいのか。	登録日の下に更新日を記してください。ポータルサイトのFAQの問5－1を参照してください。
更新内容	更新のため申請をしたが、いつ掲載されるか。	・申請内容を確認の上、掲載させていただくこととなります。ただ、大変申し訳ございませんが、申請の受付業務が混み合っておりますので、修正依頼がなければ10日程で掲載予定となります。 ・また、自動返信メールが来ていれば申請の受付がされていることとなります。
更新内容	メールに記載されているアドレスに担当者変更のメールを送ったが返信が来ない。	(公財)全国中小企業振興機関協会：03-6228-3802へお問い合わせください。
更新内容	ポータルサイトから登録作業をしたが、登録完了メールが届かない。	宣言文の公開完了メールの配信はしていないため、ポータルサイトにて、公開状況のご確認をお願いします。

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新内容

分類	問い合わせ内容	回答
更新内容	更新しようとしているが自社の宣言文が見つからない。	ポータルサイトの右上にある登録宣言企業リスト内にある、「企業名で検索」から検索をお願いいたします。
更新内容	更新をしなければ、今の宣言（古いひな形）は無効（抹消）になるのか。	無効になりません。そのまま継続されます。
更新内容	- ひな形の変更はメールに書かれたのものだけなのか - 今回メールでの更新の件、どういう内容か教えてもらいたい。	- メールに記載されたものだけとなります。 - 改定内容としては、重層的なサプライチェーンにおける深い取引階層への取組を強化するために「3. その他（任意記載）」欄に以下のとおり記載例を追加しております。 （追加事項） （例）直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。 （例）当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
更新内容	追加された任意事項はそのまま使用しても問題ないか。	問題ございません。別途、貴社にて同様のお取組等がございましたら追記をいただけますようお願いいたします。

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

賃上げ促進税制

分類	問い合わせ内容	回答
賃上げ促進税制	マルチステークホルダーにパートナーシップ構築宣言のURLを記載する必要があるが、宣言を更新した場合マルチステークホルダーも再提出の必要があるか。	パートナーシップ構築宣言の更新をするとURLが変更となります。 マルチステークホルダー方針においては、パートナーシップ構築宣言のURLを含む本文について変更があった際は、その旨についてマルチステークホルダー方針の変更届の提出が必要となります。「全企業向け・中堅企業向け「賃上げ促進税制」ご利用ガイドブック」を御確認の上、提出をお願いいたします。 なお、既に確定申告を終えているか否かで変更届に対する取扱いが変更となります。確定申告を終えている企業様におかれましては、賃上げ促進税制のコールセンターにお問合せください。 ※税制サポートセンター〇全企業向け税制・中堅企業向け税制tel:0570 -078-117
賃上げ促進税制	賃上げ促進税制を受けるためにパートナーシップ構築宣言をしている。ひな形を更新しないと賃上げ促進税制を適用を受けることができないのか。	マルチステークホルダー方針としては、旧ひな形と改正ひな形のいずれでも有効でございます。